

【長野県森林づくり県民税活用事業】

～県産材を利活用した木造・木質化を行ってみませんか～

**あたりまえに木のある暮らし推進事業を  
活用する県内の施設を募集します！**

県産材に親しみを持っていただき、あたりまえに木のある暮らしをつくるため、事務所や店舗、子どもの居場所などの施設整備で県産材を利活用した木造・木質化等の取組を支援します。

**募集期間**

**令和6年(2024年)5月9日(木)から令和6年10月31日(木)まで(当日消印有効)**

※ 先着順で補助対象者を決定し、予算額に達した時点で募集を終了します。

**対象となる事業**

- (1) 県内の施設<sup>※1</sup>の木造又は木質化を行うもののうち、展示波及効果が得られるもの
  - (2) (1) で整備する空間に木の調度品等を設置するもの
- ※1 多くの県民の皆様が利用する施設(場所)で、事務所、店舗、子どもの居場所 等



対象事例の一例  
(駅舎の木造・木質化)

**事業の対象となる方**

県内の施設<sup>※1</sup>所有又は管理・運営する方<sup>※2</sup>

※2 個人の方の場合は、個人事業主に限ります。

その他の要件は、下記 URL をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/06atarimae.html>

**事業実施期間**

補助金交付決定日から令和7年(2025年)2月28日(金)まで



**補助金額、補助率**

区分	補助金額の上限	補助率
木造・木質化等	200万円	補助対象経費の1/2以内
うち、市町村有施設 (子どもの居場所に限る)	200万円	補助対象経費の1/3以内
うち、先駆的な木材利用等 <sup>※3</sup>	500万円	補助対象経費の2/3以内

※3 接着重ね梁や不燃木材等を活用した建築物

**予定件数**

9件

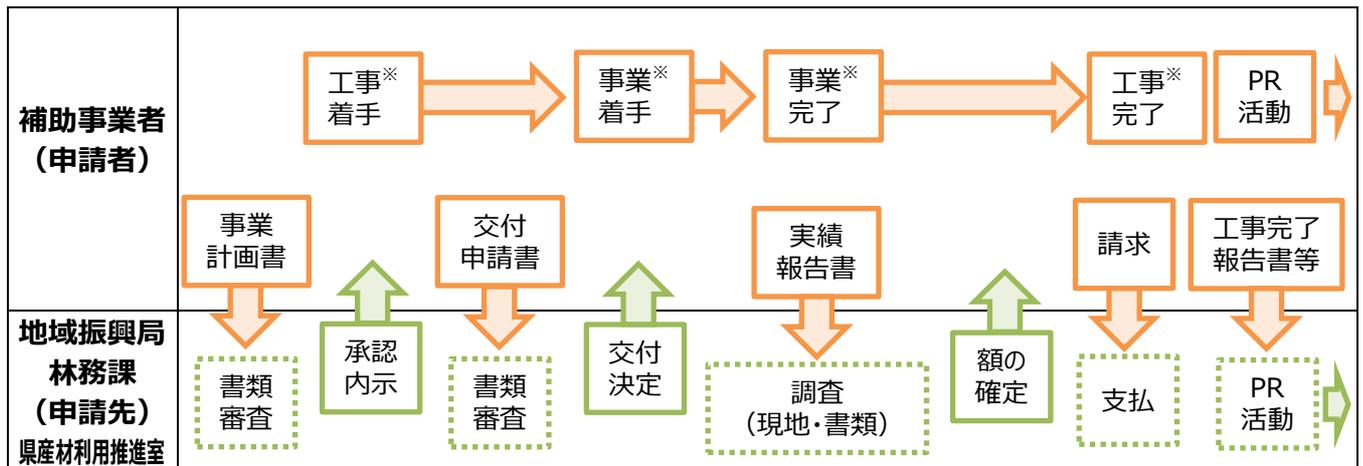
**応募方法等**

対象施設が所在する地域を管轄する地域振興局林務課(裏面)へ書類を提出してください。

※ 書類は、郵送、持参、メールのいずれかにより提出してください。

申請様式については、上記 URL からダウンロードが可能です。

申請の主な流れ（詳細は、事務手続の流れを御確認ください。）



※ Q & AのQ10を御確認ください。

書類の提出先・事業に関するお問合せ先

○ 県現地機関【書類等の提出先（事前相談等）】

地域振興局	担当課	住 所	連絡先(電話)・電子メール
佐 久	林務課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	TEL:0267-63-3153 sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上 田	林務課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	TEL:0268-25-7138 uedachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
諏 訪	林務課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	TEL:0266-57-2920 suwachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上伊那	林務課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	TEL:0265-76-6825 kamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
南信州	林務課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	TEL:0265-53-0424 minamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
木 曽	林務課	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1	TEL:0264-25-2224 kisoichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
松 本	林務課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	TEL:0263-40-1928 matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北アルプス	林務課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	TEL:0261-23-6522 kitachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
長 野	林務課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	TEL:026-234-9523 nagachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北 信	林務課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	TEL:0269-23-0216 hokuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

○ 県庁【問合せ先（事業全般）】

林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	TEL:026-235-7266 mokuzai@pref.nagano.lg.jp
----------------------------	--------------------------------	---